

水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見募集の結果について

平成22年 2月17日
厚生労働省健康局水道課

水道水質管理上注意すべき項目として、平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知により定めている水質管理目標設定項目について、平成21年10月17日から11月16日まで意見募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する当省の考え方は別紙のとおりです。
御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

意見概要	回答
<p>イソプロチオラン、メフェナセット、ブロモブチド及びエスプロカルブの目標値の改定は賛成できない。</p> <p>(理由)</p> <p>他の研究論文に基づく毒性評価値、環境省の公共用水域等における指針値、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準等よりも高く設定されているため。</p>	<p>今回の評価値の見直しは、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、水道からの摂取量を考慮の上、行うものであり、水道水の安全管理の評価値として妥当な値であると考えます。</p>
<p>【その他ご意見】</p> <p>その他、次の御意見が寄せられました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 目標値の設定されている対象農薬を見直すべき。・ 現行の総農薬方式をあらため、EUと同様、総農薬で 0.5ppb=0.0005mg/L、単一農薬で 0.1ppb=0.0001mg/L という基準にすべき。	<p>これらのご意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>